代議員制の質問に関する回答と追加説明

一般社団法人宮城県作業療法士会 会 長 大黒一司 事務局長 畑中一枝

「代議員制の導入について」(4月2日)の説明にご質問をいただきました。下記のように回答いたします。

1. 質問に関する回答

質問1

2つ質問があります。

1つ目は、代議員選出方法具体的には自薦または他薦、もしくは候補者を挙げての選挙になりますでしょうか。

2つ目は、代議員の定数に満たさなかった場合(あくまでもブロック単位で行った場合)、 どのような形で選出されますでしょうか。

よろしくお願い致します。

回答1

- ・代議員の選出は立候補による選挙になります。選挙は県士会選挙管理委員会により実施され、 往復はがきによる投票を実施することになります。
- ・定数に満たない場合は、ブロック活動推進委員によるブロック内の調整により候補者を推薦していただきます。それでも候補者がない場合は、選挙管理委員会が調整に入り推薦・選出することになります。

質問2

代議員の人数を定めた根拠を教えてください。また、選挙制度と立候補制度については理解しましたが、立候補者が定員に満たない場合についての対応が記載されておりません。この部分が検討されていないのであれば、改正したときに問題が発生すると思われますので検討されていなのであれば検討が必要です。検討されていたのであればその記載がされないのはどうしてでしょうか?

お忙しいところ恐縮ですがご回答いただけますよう宜しくお願い致します。

回答2

・代議員の人数を定めた根拠は次の 2 点です。①既に代議員制を導入していることが確認できた 8 都道府県を調べてみました。会員 30 人に 1 人の選出が 2 県、80 人が 2 都府、100 人が 3 道県 でした。各都道府県の会員数 (2019 年度 OT 協会会員情報統計)を単純に割ると概ね 30~50 人で、30 人~40 人が 6 都道府県です。②宮城県士会総会出席者数は 2016 年~2019 年において 100~120 人程度です。しかし、この人数には新入会員 40~60 人余りも含まれていること、理事、 監事、事務局の部員(総会運営)も含まれています。それらの出席者を総会出席者数から減じると 30~40 人余りの出席者になります(前年度から会員であり、前年度の県士会活動を知っている者)。①②により概ね 30 人に 1 人の代議員としました。

2021年3月末時点の県士会員数では38人の代議員になる予定です。

- ・定数に満たない場合は、ブロック活動推進委員によるブロック内の調整により候補者を推薦していただきます。それでも候補者がない場合は、選挙管理委員会が調整に入り推薦・選出することになります(回答1同様)。
- ・定数に満たない場合(上記回答)の対応については、選挙管理委員会で検討されています。 今回記載しなかった特別な理由はありません。ご指摘の質問については、会員の理解を得るためには説明不足でありました。4月2日ホームページ掲載の「代議員制導入について」の説明については、まずは、会員に向けて概要を周知することとし、広く質問を受付、疑問に応えることを目的としました。

質問3

代議員制度について質問です。

制定日および施行日はいつからになるでしょうか。"

回答3

総会で定款の改正案が承認された日になります。施行日も同様です。選挙を年内に実施し(2021年 12月に代議員選挙実施予定)、来年(2022年)の総会は代議員による総会を開催する予定です。

2. 代議員制の追加説明

4月2日に県士会ホームページに「代議員制導入について」の説明を掲載しました。そこには代議員の役割について下記のように説明しました。今回は、もう少し平易に説明を加えます。

「会員の代表として代議員を選出することにより、全会員を招集して開催する総会より代議員が普段の活動(職場、ブロック活動、県士会部局の活動など)を通して会員から伺う意見や要望などを代表して、県士会の最高決定機関である総会で述べることができます。そのことは県士会運営の改善・発展につながるものと考えます。」

1) そもそも代議員とは何?

一般社団法人宮城県作業療法士会(以下、県士会)の実施する選挙により選出された会員を代表する者です。この代議員が県士会の最高意思決定機関である総会に出席して意見を述べ、議案について賛否の意思を表明(議決権の行使)します。あくまでも県士会全体の代議員であり、ブロックを代表してブロックのためだけに活動するための代議員ではありません。県士会の代議員制は、規模は小さいが役割としては国会議員や県・市町村の議員と同様に考えることができます。便宜上、国会議員は県ごとに、県会議員は市町村の選挙区の区割りごとに議員を選挙で選びます。県士会の場合はブロックから選出します。

2) 代議員はブロックの代表ですか?

選挙によりブロックから選出されるため、ブロックの代表としての役割を担うように思われます。しかし、そうではありません。代議員が特定の地域からだけ選出されないように、会員が所属する県全体から代議員を選出するために、便宜上ブロックから選出します。例えば仙台市の施設に所属する会員だけの構成になると、広く県全体の会員の意見を県士会活動に反映しているとはいえません。ブロックごとに解決する課題があるとすれば、それは県士会全体の活動に対しても何らかの影響を及ぼすことになります。そのため、代議員はブロックから選出されるが、県士会全体の活動を進展させるための役割があります。

3) どのような会員が代議員になれますか?

年齢、経験年数、性別、所属している施設の領域にかかわらず、県士会員であれば誰でも代議員になれます。例えば、経験年数が少ない、年齢が若いと代議員になることができないと思っている方がいるかもしれません。そんなことはありません。経験年数や年齢、あるいは性別、領域に関係なく代議員になれます。ひとりの代議員がひとつの立場で代議員の役割を果たすことではありせん。ある時は若い世代の立場として、ある時はブロックの立場として、またある時は男性や女性の立場としてや領域の立場として、そしてある時は県士会全体の立場として、県士会活動

や総会の議案書に対して意見を述べることができます。世代や性別、領域、地域に偏りなく代議員が選出されることは、県士会全体の活動の活性化につながることになります。

4) 県士会の各部に所属している部員も代議員になれますか?

もちろん、代議員になれます。部員としての活動を通して県士会活動の課題が見えてくること もあると思います。各部の課題であれば各部で検討し解決することになります。しかしその課題 が県士会にも係ることであれば代議員として総会で意見を述べることできます。

5) 代議員は毎週、毎月など定期的な活動はありますか?

普段は特に代議員としての活動はありません。代議員の役割は、県士会総会に出席して総会議案書(活動報告、活動計画、役員改選、定款変更など)について、審議し賛否を表明することができます。しかし、代議員であることから、会員から県士会に対して要望などを伝えられることがあるかもしれません。その内容を代議員として精査して県士会総会の場で発言することができます。

6) 代議員の任期はありますか?

任期は2年間です。任期終了後に引き続き選挙に立候補することができます。